

尾三消防組合議会会議録 令和4年第1回臨時会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 近藤恒明
会 期	自 令和4年5月26日 至 令和4年5月26日	1日間
出席議員数	議員定数15名	
出席議員	1 番 議 員 岡 本 守 直 3 番 議 員 福 安 金 之 助 5 番 議 員 近 藤 千 鶴 7 番 議 員 岡 崎 つ よ し 9 番 議 員 わ た な べ さ つ 子 11 番 議 員 小 野 田 利 信 13 番 議 員 若 園 ひ で こ 15 番 議 員 山 田 達 郎	2 番 議 員 広 瀬 裕 久 4 番 議 員 近 藤 郁 子 6 番 議 員 中 村 め ぐ み 8 番 議 員 山 田 け ん た ろ う 10 番 議 員 福 安 淳 也 12 番 議 員 ご と う み き 14 番 議 員 山 下 茂
欠席議員	なし	
説明のため出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 吉 田 一 平 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 酒 井 雄 二 次 長 兼 予 防 課 長 近 藤 和 則 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長 佐 野 耕 三 総 務 課 長 水 野 徳 泰	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次 長 兼 消 防 課 長 村 瀬 昭 二 次 長 兼 指 令 課 長 宮 家 美 博 会 計 管 理 者 近 藤 昭 博 総 務 課 専 門 監 松 尾 孝 司
職務のため出席した総務課職員 の職・氏名	総 務 課 主 幹 深 谷 基 二 総 務 課 課 長 補 佐 高 村 篤 志	総 務 課 課 長 補 佐 加 藤 敦
職務のため出席した者の職・氏名	書 記 長 近 藤 恒 明 書 記 小 林 大 介	
会議録署名議員	9 番 議 員 わ た な べ さ つ 子	10 番 議 員 福 安 淳 也

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結果
議案第9号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第10号	令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
議案第11号	財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車）	原 案 可 決
議案第12号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	原 案 可 決
議案第13号	指定金融機関の指定について	原 案 可 決

令和4年第1回尾三消防組合議会臨時会会議録

下記議案議決のため、令和4年5月26日午後2時から、第1回尾三消防組合議会臨時会が、尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 議席の指定 |
| 日程第3 | 管理者あいさつ |
| 日程第4 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第5 | 会期の決定 |
| 日程第6 | 議案第9号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第10号
令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第11号
財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車） |
| 日程第9 | 議案第12号
財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車） |
| 日程第10 | 議案第13号
指定金融機関の指定について |
| 日程第11 | 管理者あいさつ |

出席議員（15名）

1 番 議 員	岡本守直議員	2 番 議 員	広瀬裕久議員
3 番 議 員	福安金之助議員	4 番 議 員	近藤郁子議員
5 番 議 員	近藤千鶴議員	6 番 議 員	中村めぐみ議員
7 番 議 員	岡崎つよし議員	8 番 議 員	山田けんたろう議員
9 番 議 員	わたなべさつ子議員	10 番 議 員	福安淳也議員
11 番 議 員	小野田利信議員	12 番 議 員	ごとうみき議員
13 番 議 員	若園ひでこ議員	14 番 議 員	山下茂議員
15 番 議 員	山田達郎議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	吉 田 一 平 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	酒 井 雄 二 君	次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二 君
次 長 兼 予 防 課 長	近 藤 和 則 君	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博 君
次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	佐 野 耕 三 君	会 計 管 理 者	近 藤 昭 博 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	総 務 課 専 門 監	松 尾 孝 司 君

職務のために出席した総務課職員職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総 務 課 課 長 補 佐	加 藤 敦 君
総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	近 藤 恒 明 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	-----------	-----	-----------

◎議長（山田達郎）

令和4年第1回尾三消防組合議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本臨時会に提出されておりますのは、条例案件が1件、予算案件が1件、その他案件が3件の計5案件となります。議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

（午後2時開会）

開会に先立ちご報告いたします。休会中の去る5月16日に長久手市長より、尾三消防組合議会議員の変更について、尾三消防組規約第5条第4項の規定に基づく通知があり、青山直道議員から岡崎つよし議員に変更されましたのでご報告いたします。

現在の出席議員数は15名です。よって、令和4年第1回尾三消防組合議会臨時会は成立しております。これより、本日の会議を開きます。はじめに、この臨時会では新型コロナウイルス感染症への対策として、発言は起立せずに着席したまま行っただきますようよろしく願いいたします。本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

それでは、これより本日の日程に入ります。日程第1、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長、近藤郁子議員。

◇議会運営委員会委員長（近藤郁子）

本日、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本臨時会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。休会中に長久手市議会選出の議員に変更がありましたので、冒頭、議長より報告いただき、議席の指定を諮ることとします。次に臨時会の会期は、本日、令和4年5月26日、1日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することとしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。なお、議案質疑につきましては1名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、同一の議案について質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものとした。報告は以上でございます。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございます。日程第2、議席の指定を議題といたします。お諮りします。長久手市議会選出の岡崎つよし議員の議席については、前任者の議席番号7番と指定したいが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（山田達郎）

異議なしと認めます。よって、岡崎つよし議員を7番議席と指定いたします。

日程第3、管理者あいさつをお願いします。小山祐管理者。

○管理者（小山祐）

このたび、尾三消防組合の管理者に就任いたしました、みよし市長の小山祐でございます。開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。本日ここに、令和4年第1回尾三消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも、ご多用の中、ご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、尾三消防組合の発展のため、適切なご指導とご協力をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会において提出いたします議案は、条例の一部改正をはじめ計5議案でございます。慎重にご審議を賜り、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から9番わたなべさつ子議員、10番福安淳也議員、以上お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

日程第5、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（山田達郎）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第6、議案第9号 尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるからです。主な改正点を新旧対照表でご説明いたします。第20条第2項は一般職員の支給割合を100分の127.5から100分の120に。8級以上の職員である特定管理

職員の支給割合を100分の107.5から100分の100に改め、第3項は再任用職員の支給割合を100分の72.5を100分の67.5に改めるものです。

なお、会計年度任用職員については、尾三消防組合職員の給与に関する条例を準用することとなっておりますので一般職員と同様の支給割合となります。改正文にお戻りください。附則の第1条により施行期日は公布の日から施行するものとなります。

次に、第2条に特例措置を設け、令和3年12月1日の期末手当の基準日における身分に応じ、令和4年6月の期末手当から減ずることとなります。期末手当を減ずる職員は昨年度から同一の給与条例の対象となる職員及び再任用職員並びに会計年度任用職員です。議案第9号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございます。これより、議案第9号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質疑は認めないこととします。それでは、通告がありましたので、質疑を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

12番ごとうみきです。まず第1点目に期末手当の性格についてですが、今回のこの期末手当は、職員やその家族等の生活費という認識でよいのでしょうか。2021年8月の人事院勧告による期末手当の削減ということですが、昨今の経済情勢の変化、特に食品を含めた物価の高騰は加味されなくてもよいのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。期末勤勉手当を含む職員の給与等については、職員が生活をするうえで必要なものと認識しております。人事院勧告による給与等の見直しについては、毎年、民間給与の支給実態を調査したうえで、民間と国家公務員の給与水準との格差を極力少なくするため調整しているものです。今回の改正は、それに準じて行うものですので、現在の経済情勢の変化を加味するものではございません。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

今の点で1点再質疑をお願いします。民間との比較ということでしたが、例えば、コロナ禍での対応も含めて、民間では保育士、看護師、医療現場や介護職など、国が

財政措置をして処遇改善された職種があります。処遇改善がされた職種がある一方、同じくコロナ禍の中でがんばっていただいている消防職員が値下げというのは、矛盾しないでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。先ほどもお伝えしましたとおり人事院勧告による給与の見直しは、民間との給与格差を極力少なくするために調整するもので、民間の処遇改善とは異なるものとなっております。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。続けて通告をしました2点目にいきます。期末手当の削減額についてです。職員1人あたりの減額はいくらになるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。今回の補正予算に係る減額分については、職員それぞれ減額される額に差異がございますので、当組合職員の平均で算出しますと、一人当たり約5万8千円、割合では約12%の減額となります。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

1点再質疑いたします。割合では約12%の減額ということでしたが、令和3年12月に支給された期末手当が基準になると聞いています。現在の再任用、会計年度任用職員も含めて、期末手当が5割以上減額になるという方はいるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。今年度から再任用職員となった職員を除いて、改正後の期末手当の支給割合が5割を超えて減額される職員はおりません。

◎議長（山田達郎）

以上で「議案に対する質疑」を終わります。これより討論に入ります。議案第9号に対する反対討論の発言を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

反対の立場で討論いたします。まず1点目。コロナ禍の中でがんばっていただいている消防職員の皆さんの期末手当の削減は行うべきではありません。民間に合わせてとのことですが、コロナ禍での対応を含めて、先ほども申しましたが、民間では介護職、福祉職等、国が財政措置もして処遇改善がされています。なぜ消防職員はその中で値下げなのかということが、私には理解できません。2点目は今、物価高を含み、国の基準になった2021年8月の人事院勧告の情勢とは違うということです。先ほどのご答弁で期末勤勉手当を含む給与等は、職員が生活をする上で必要なものという認識とのこと。だったら、今のガソリン代の高騰や物価の高騰の中、一人平均約5万8千円の減額はすべきではありませんし、むしろ給料の値上げこそ必要だと考えます。

また、今年度から再任用職員となられたベテラン職員さんは、先ほどの答弁で5割以上の減額になるということでした。これは私はあまりにも冷たいのではないかと思います。よって、期末手当の削減を決める議案第9号には反対いたします。

◎議長（山田達郎）

次に、賛成討論の発言を許します。

反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。これより採決をいたします。議案第9号 尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立12名）

◎議長（山田達郎）

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号 令和4年度尾三消防組一般会計補正予算（第1号）を議題とします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第10号 令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。議案第9号の条例改正に伴う補正予算です。一般会計補正予算書の3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額、39億1,094万6,000円に変更はございません。

次に10ページ、11ページの3歳出をご覧ください。款2項1目2、人事管理費の節3、職員手当等は再任用職員と会計年度任用職員を含む期末手当の減額を1,889万3,000円、また、節4、共済費は期末手当の減額に伴い、共済組合負担金と社会保険料を含めまして353万5,000円の減額を行うものです。

次に款2項1目4、財産管理費の節24、積立金は期末手当の減額分2,242万8,000円を財政調整基金に積み立てるものです。議案第10号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございます。これより、議案第10号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質疑は認めないこととします。それでは、通告がありましたので、質疑を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

12番ごとうみきです。2点お願いいたします。まず1点目、今回の期末手当の減額、全額を財政調整基金に積み立てることについてです。尾三消防組合では2つ基金を持っていますが、消防施設整備等基金ではなく、なぜ財政調整基金に全額を積み立てるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。消防施設整備等基金の処分用途は、消防施設の整備及び維持管理に限定されます。従いまして、今回の減額した予算の積み立て先としては、財政調整基金とし、年度途中における緊急的な予算需要に対応できるようにしていきたいと考えます。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。それでは2点目。本来は、職員の皆さんのために使う予算です。しかし、それが減額されて基金に積み立てられるということですが、職場環境の改善や各種手当の増額など、予算の組み換えなどは検討されたのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。現時点では、緊急的に実施しなければならない事業がございますので、財政調整基金に積み立て、年度途中における緊急的な予算需要に対応できるようにしていきたいと考えます。

◎議長（山田達郎）

以上で「議案に対する質疑」を終わります。これより討論に入ります。議案第10号に対する反対討論の発言を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

反対の立場で討論いたします。まず、期末手当等の削減の予算であり、これは私は認めるわけにはいきません。理由は、先ほどの第9号の反対討論で述べたとおりです。私はせめて、ガソリン代の高騰による勤務手当の増額等の予算措置をすべきだと改めて申し上げます。今回は削減分2,242万8千円を全額、財政調整基金に積み立てることですが、先ほどのご答弁で緊急的な予算需要に対応できるようにしたいとのことでした。今後もガソリン代や物価高の高騰がさらに激しくなったり、今後も長期的に続くのであれば、せめてこの基金を使い、職員の皆さんの通勤手当の増額を検討していただきたいと申し添えて討論といたします。

◎議長（山田達郎）

次に、賛成討論の発言を許します。

反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。これより採決をいたします。議案第10号 令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立12名）

◎議長（山田達郎）

起立多数であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第 8 議案第 11 号 財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車）を議題とします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからです。事業名は、車両整備事業（災害対応特殊はしご付消防自動車）、納入場所は、長久手市岩作長池 51 番地、長久手消防署、契約金額は、2 億 900 万円、契約者は、名古屋市東区矢田南 1 丁目 2 番 8 号、株式会社モリタ名古屋支店、支店長伊藤晶広。契約の方法は、指名競争入札によるものです。議案第 11 号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございます。議案第 11 号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。議案第 11 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。これより、採決をいたします。議案第 11 号 財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 12 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題とします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得に係

る契約を締結するため必要があるからです。事業名は、車両整備事業（水槽付消防ポンプ自動車）、納入場所は、長久手市岩作長池 51 番地、長久手消防署、契約金額は、5 千 489 万円、契約者は、名古屋市東区矢田南 1 丁目 2 番 8 号、株式会社モリタ名古屋支店、支店長伊藤晶広。契約の方法は、指名競争入札によるものです。議案第 12 号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎 議員）

ありがとうございます。議案第 12 号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。議案第 12 号に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。これより、採決をいたします。議案第 12 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号 指定金融機関の指定についてを議題とします。議案の説明を求めます。近藤会計管理者。

○会計管理者（近藤昭博）

会計管理者、近藤。この案を提出するのは、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、指定金融機関を指定するため議会の議決を得る必要があるからです。現在、指定金融機関として指定しております岡崎信用金庫との契約が、令和 4 年 5 月 31 日をもって終了することに伴いまして、改めて岡崎信用金庫を、令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 3 年間、指定金融機関として指定するものです。議案第 13 号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございます。議案第 13 号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。議案第 13 号に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。これより、採決をいたします。議案第13号 指定金融機関の指定については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議長 (山田達郎)

起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これを持ちまして、臨時会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。今議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員
異議なし。

◎議長 (山田達郎)

異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

日程第11、管理者あいさつをお願いします。小山祐管理者。

○管理者 (小山祐)

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは、上程いたしました議案につきまして、原案どおり議決をいただき、厚くお礼申し上げます。この尾三消防組合は、議員の皆様をはじめ、関係各位の深いご理解とご尽力をいただきながら消防体制の充実強化に努めております。広域化5年目を迎え、それにより得られた消防力を最大限に活用し、いかなる情勢下においても、地域住民の負託に応えることができるよう業務の推進に努めております。今後も、住民の皆様の安全安心な生活を守り、消防の使命を達成できるよう努力してまいりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになりますが、議員各位におかれましては、今後も健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長 (山田達郎 議員)

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案

を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。小山管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

議員各位におかれましては、市町の6月定例会に向けて、ご多用とは思いますが、くれぐれもお体をご自愛いただき、今後も当組合の消防行政推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和4年第1回尾三消防組合議会臨時会を散会いたします。本日はありがとうございました。

(午後2時28分 散会)

上記議事録が正確であることを署名する。

令和4年5月26日

議 長

山 田 達 郎

議事録署名者 わたなべまつき

議事録署名者

福 田 淳 也